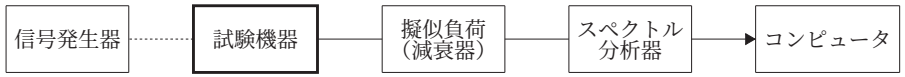
⑷　入力と出力の割当周波数を変換する機能を有する試験機器であって、入力と出力の割当周波数を変換しない周波数と変換する周波数が混在する場合は、すべてのチャンネルに対し、割当周波数の変換の範囲等を記載する。
⑸　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値を記載する。
⑹　工事設計書に記載された、ＳＦＮを構成する放送局の数を記載する。

6　その他
⑴　複数の空中線端子を有する場合であっても、次の試験機器の測定を行う場合は、一の代表的な空中線端子の測定結果を測定値とすることができる。
ア　ＲＦ信号を増幅器等のみで中継し周波数変換をしない試験機器
イ　ＲＦ信号をＩＦ信号に変換し帯域制限等を行った後、再度ＲＦ信号に戻す方式で、共通の局部発振器を使用し、同一周波数に戻す試験機器
⑵　無変調波を連続送信できない試験機器の場合、信号発生器からＩＳＤＢ－Ｔ信号を入力し、周波数計として波形解析器を用いることができる。
⑶　ＳＦＮの場合は、試験機器単体の周波数許容偏差は、ＳＦＮを構成する放送局の数で除した値とする。

四　占有周波数帯幅
1　測定系統図



2　測定器の条件
⑴　信号発生器は試験周波数に設定し、ＩＳＤＢ－Ｔ信号により占有周波数帯幅が最大となる状態で変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。
⑵　スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	20MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	300Hz
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より30dB以上高いこと
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド（波形の変動がなくなるまで）

⑶　ＲＭＳ検波機能を有するスペクトル分析器の設定は、次のようにする。

中心周波数	４に示す周波数
掃引周波数幅	20MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より30dB以上高いこと
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ＲＭＳ
表示モード	ＲＭＳ平均表示（波形の変動がなくなるまで）

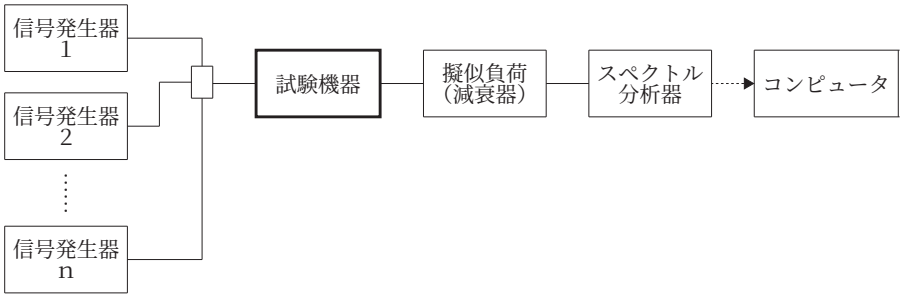
3　試験機器の状態
⑴　試験周波数を連続受信及び連続送信できる状態にする。
⑵　試験機器の出力レベル調整できるものにあっては、出力が最大となるように設定する。

4　測定操作手順
⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定する。ただし、ＲＭＳ検波機能及び掃引ごとの測定値をＲＭＳ平均表示できる機能を有する場合は、２⑶のように設定する。
⑵　掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込み、dBm値を電力次元の真数に換算する。
⑶　全データの電力総和を求め、「全電力」とする。
⑷　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」とする。
⑸　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」とする。
⑹　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法
⑴　「上限周波数」と「下限周波数」との差を求め、MHz単位で記載する。
⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値を記載する。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度
別表第一の測定方法による。ただし、試験結果の記載方法は次による。
試験結果の記載方法
1　測定したスプリアス発射及び不要発射電力が最大の１波を周波数とともに、μW単位で記載する。ただし、複数の点を記載する場合は、値の大きい順に周波数と共に記載する。
2　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において周波数ごとにおける総和をμW単位で周波数とともに記載する。

六　スペクトルマスク
1　測定系統図



2　測定器の条件
⑴　信号発生器１からｎの設定は、一の項３⑵から⑷までによる。
⑵　１波ごとに送信した状態の試験は、信号発生器１を用いる。
⑶　信号発生器は、ＩＳＤＢ－Ｔ信号により占有周波数帯幅が最大となる状態で変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。
⑷　搬送波周波数±５MHz内測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	４に示す周波数
掃引周波数幅	10MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	300Hz
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド（波形の変動がなくなるまで）